

## 介護老人保健施設 光栄館のご案内

### (短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護)

(令和7年8月1日現在)

#### 1. 施設の概要

##### (1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 光栄館
- ・開設年月日 平成4年4月1日
- ・所在地 千葉県南房総市谷向166-1
- ・電話番号 0470-36-2323
- ・FAX番号 0470-36-3366
- ・施設長 松永 貴之
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(1253580016号)

##### (2) 介護老人保健施設 光栄館の運営方針

当施設は要介護状態のご利用者の自立を支援し、明るく家庭的な雰囲気の下、介護保健施設サービス・短期入所療養介護・通所リハビリテーションなどのサービスを提供し、家庭と地域との結びつきを維持しながら居宅生活への復帰を目指します。また、要支援状態のご利用者が、現在の状態を可能な限り維持し、要介護状態となることを予防できるよう、介護予防短期入所療養介護・介護予防通所リハビリテーションのサービスを提供し、地域の総合的なサービス提供施設となるよう努めて参ります。

##### (3) 施設の職員体制(人員基準)

職 種	短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護含む)	業 務 内 容
施 設 長	1 人	施設業務を統括する
医 師	(1)	利用者の診察及び健康管理、保健衛生等の指導
薬 剤 師	0.33 人以上	薬の調剤業務
看 護 職 員	9 人以上	利用者の健康管理及び保健衛生全般に関する業務
介 護 職 員	25 人以上	利用者の日常生活の介護に関する業務
支 援 相 談 員	1 人以上	利用者の生活相談面接及び身上調査及び、処遇全般に関する業務
理 学 療 法 士 作 業 療 法 士 言 語 聴 覚 士	1 人以上	利用者の健康管理、機能回復訓練の実施
管 理 栄 養 士	1 人以上	利用者の栄養管理

介護専門員	1人以上	施設サービス計画書の作成、利用者からの相談、市町村サービス事業者等の連絡
調理員	4人以上	利用者の食事調理
事務職員	2人以上	事務全般

- (4) 入所定員等 【定員 100 名】(短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護含む)  
 ・療養室 個室 6 室、2 人室 11 室、4 人室 18 室

## 2. サービス内容

- ① 短期入所療養介護計画の立案
- ② 食事(食事は原則として食堂でおとりいただきます。)
  - 朝食 8時00分～
  - 昼食 12時00分～
  - 夕食 18時00分～
- ③ 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ リハビリテーション・レクリエーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩ 理美容サービス(毎週木曜日に実施しています)
- ⑪ その他
  - \*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

## 3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

〈協力医療機関〉

- |                               |                       |
|-------------------------------|-----------------------|
| ① <u>医療法人光洋会 三芳病院</u>         | 千葉県南房総市本織 47 番地       |
| ② <u>医療法人徳洲会 館山病院</u>         | 千葉県館山市北条 520 番地       |
| ③ <u>社会福祉法人太陽会 安房地域医療センター</u> | 千葉県館山市山本 1155 番地      |
| ④ <u>南房総市立 富山国保病院</u>         | 千葉県南房総市平久里中 1410 番地 1 |

〈協力歯科医療機関〉

- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| <u>岡山歯科医院</u> | 千葉県南房総市明石 49 番地 |
|---------------|-----------------|

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

#### 4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ **施設利用中の食事**

特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

- ・ **面会**

面会時間は「9:00～17:00」までとなっております。面会の際は面会時間を遵守し、必ずその都度「面会カード」にご記入ください。飲酒しての面会は堅くお断りします。

- ・ **外泊・外出**

外泊・外出の際には、必ず「外泊外出許可願」を職員へご提出ください。  
予定が変更となる場合は、必ず施設へご連絡ください。

- ・ **外泊時等の施設外での病・医院受診**

無断で、病院・医院を受診されますと、トラブルの原因になりますので、必ず事前に職員へお申し出ください。詳しい資料がありますのでご相談ください。

- ・ **洗濯**

感染予防の観点から、外部委託になります。なお、諸事情により外部委託が困難な場合はご相談ください。

- ・ **飲酒・喫煙**

飲酒・喫煙につきましては禁止しております。

- ・ **火気の取扱い**

ライター・マッチ等の所持は禁止しております。

- ・ **設備・備品の利用**

施設内の居室や設備・器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合は、賠償いただくことがあります。

- ・ **所持品・備品等の持ち込み**

衣類等は備え付けのタンスで管理してください。テレビ等の持ち込みは、経費をいただきます。危険物の持ち込みは禁止しております。

- ・ **金銭・貴重品の管理**

原則として、金銭・貴重品の持ち込み、お預かりはできません。また施設内での紛失等につきましては、責任を負いかねます。

- ・ **ペットの持ち込み**

施設内へのペットの持ち込み、及び飼育はお断りします。

- ・ **携帯電話**

携帯電話をお持ち込みの際は、ご相談下さい。

## 5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知器、火災通報装置、誘導灯、すべり台、自家発電機等備え付けてあります。
- ・防災訓練 総合訓練・部分訓練 年2回以上(うち夜間訓練1回以上)の防災訓練を行います。
- ・その他 非常時の対応については、別途定める「介護老人保健施設 光栄館・消防計画」にのっとり、対応いたします。  
安房広域消防及び地元消防団との連携を図ります。

## 6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

## 7. 要望及び苦情等の相談

当施設の提供するサービスに対しての要望又は苦情等につきましては、下記窓口担当者・担当支援相談員及び他の職員に申し出る事ができます。お気軽にご相談下さい。

又、所定の場所に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくことも可能です。

苦情解決責任者	管理者(施設長) 松 永 貴 之
相談・苦情受付窓口担当者	介護支援専門員 山梨 太佳史
相談・苦情受付窓口連絡先	電話番号 0470-36-2323 FAX 番号 0470-36-3366

※ 苦情の申し出につきましては、上記以外にも「お住いの市町村の介護保険担当課」又は「千葉県国民健康保険団体連合会(千葉県国保連)」へのお問い合わせも可能です。

- 南房総市・高齢者支援課 電話番号 0470-36-1152
- 館山市・高齢者福祉課 電話番号 0470-22-3489
- 鴨川市・健康推進課 電話番号 04-7093-7111
- 鋸南町・保健福祉課 電話番号 0470-50-1172
- 千葉県国保連・介護保険課(苦情処理係) 電話番号 043-254-7428

## 8. 虐待の防止

当施設は、ご利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

## 9. 身体拘束の廃止

当施設は、原則としてご利用者に対し身体拘束を廃止します。また、身体拘束等の適正化を図るため、対策を検討する委員会の開催や研修を定期的実施します。

## 10. 感染・衛生管理

当施設は、感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講じるための体制を整備します。

## 11. その他

パンフレットを用意してありますので、ご覧ください。

## 12. 持ち物

- ・短期入所療養介護利用契約書、短期入所療養介護利用同意書
  - ・介護保険証、介護保険負担割合証、後期高齢者医療被保険者証 ※入所時及び更新等変更があった時ご持参下さい。
  - ・介護保険負担限度額認定証（該当する方のみ）
  - ・服用している薬・点眼薬・外用薬等（薬の説明書もお持ち下さい）
  - ・衣類（普段着、下着、靴下）各5組程度
  - ・室内履き（履き慣れた上靴、あるいはリハビリシューズ）
  - ・歯ブラシ、歯磨き粉、コップ、くし
- ※ 持参される全ての物に、油性ペンでお名前をご記入下さい。  
紛失・破損については責任を負いかねます。